

# 2021年度 特定非営利活動に係る事業計画

2021年4月1日 から 2022年3月31日 まで

特定非営利活動法人ほっとポット

## I 2021年度の法人方針(案)

### ◎貧困問題根絶の為、生存権保障の理念を最も重視した支援活動を展開する

- 貧困状態にある方やそのおそれのある方等の要保護状態の解消を目指し、権利擁護を実現する  
その為に、社会保障・社会福祉制度への適切な相談・助言・調整支援活動を実施する
- 住宅を喪失した方やそのおそれのある方へ、安定した居所の確保支援を実施する
- 独立型社会福祉士事務所として、その独立性を活かした創造的支援を実施する

## II 2021年度 特定非営利活動に係る事業計画(案)

定款の事業名			
事業内容	(A) 実施予定日時 (B) 実施予定場所 (C) 従業員定人数	(A) 受益対象者範囲 (B) 予定人数	支出 見込額 (千円)
<b>無料低額相談事業</b>			
<p>貧困状態にある方やそのおそれのある方、住居を喪失した方への生活相談に応じる。また社会保障・社会福祉制度に関する助言や関係機関との調整支援を必要に応じ提供する。 ※社会福祉法2-3-1 第2種社会福祉事業 届出</p>	<p>(A) 通年 平日 (B) さいたま市 (C) 10名</p>	<p>(A) 貧困状態や、その恐れのある方 (B) 500名</p>	21
<b>緊急一時シェルター事業</b>			
<p>住居を喪失した方等へ、緊急的に最大30日間の一時的居所を提供。関係機関との調整支援や、生活相談も併せて提供。本事業に入所中から、退所後の安定的な居所の確保支援も行う。 ※埼玉弁護士会 社会復帰支援委託援助制度指定施設 ※法務省 自立準備ホーム 登録</p>	<p>(A) 通年 (B) さいたま市内2か所 (C) 1名</p>	<p>(A) 貧困状態にあり、住居を喪失している方 (B) 52名</p>	5,400
<b>地域生活サポートホーム事業</b>			
<p>住居を喪失した方へ、1年を目安として居所の提供支援を行う。併せて生活の安定を目指した生活相談・調整支援を提供する。 ※社会福祉法2-3-8 第2種社会福祉事業 届出 ※さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化に関する条例 届出</p>	<p>(A) 通年 (B) さいたま市内14か所 (C) 7名</p>	<p>(A) 貧困状態や、その恐れのある方で、住居を喪失している方 (B) 60名</p>	56,018
<b>障害福祉サービス事業</b>			
<p>(1)共同生活援助事業 障害のある方が、共同生活住居での日常生活を営むことができるよう、利用者の心身や日常生活状況等の把握し、必要な情報の提供や助言等の支援を行う。また、状況に応じて関係機関との連絡調整を行う。 ※障害者総合支援法5-17</p>	<p>(A) 通年 (B) さいたま市内6か所 (C) 12名</p>	<p>(A) 障害のある方 (B) 15名</p>	12,329

(2) 自立生活援助事業 障害のある方で、居宅生活をしている方に対して、おおむね週1回以上の訪問や電話連絡等で日常生活での助言や相談を行う。また、状況に応じて関係機関との連絡調整を行う。 ※障害者総合支援法5-16	(A) 通年 水曜木曜以外	(A) 障害のある方	
	(B) さいたま市内	(B) 4名	
	(C) 6名		
<b>人づくり事業</b>			
当法人の活動情報等が掲載された会報誌を作成し、提供。	(A) 通年	(A) 正・賛助会員	7
	(B) 事務所等	(B) 230名	
	(C) 2名		
社会福祉士等を目指す実習生を一定期間受け入れ、養成を行う。 ※公益社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士名簿登録 ※社会福祉士実習指導者講習会修了者 配置	(A) 通年	(A) 社会福祉士等を目指す実習生	2
	(B) 埼玉県内	(B) 7名	
	(C) 3名		
講演等の依頼へ講師を派遣。活動目的に沿った様々な研修・啓発活動等を提供。	(A) 随時	(A) 講師派遣を希望する団体等	1
	(B) 各地	(B) 300名	
	(C) 10名		
当法人の理念・活動に理解・関心があり、且つボランティア活動を希望する方へ、その機会を提供。	(A) 随時	(A) ボランティア活動を希望する方	1
	(B) さいたま市公民館等	(B) 30名	
	(C) 6名		
<b>ほっとサロン事業</b>			
ほっとサロン 食事を定期的に開催し、交流機会の確保や居場所作り、気軽な相談場所を提供	(A) 5、8、11、2月	(A) 当法人のサービスを利用した方等	162
	(B) さいたま市内公園等	(B) 64名	
	(C) 4名		
フードパントリー 2021年度より新たに岩槻区の県営住宅集会所を活用し、子育て世帯等へ食料品を配布する活動を実施する。	(A) 2か月に1度	(A) 主に岩槻区近辺に住む子育て世帯等	40
	(B) 岩槻諏訪山下住宅集会所	(B) 240名	
	(C) 2名		
<b>成年後見事業</b>			
成年後見人を受任。	(A) 通年	(A) 被後見人等	318
	(B) さいたま市内	(B) 12名	
	(C) 3名		
<b>地域生活見守り事業</b>			
地域生活をおくる方で、生活上の困り事が発生した際、社会福祉士を派遣し、そのニーズを解決する支援を行う。関係機関等との調整や生活相談にも応ずる。  (今年度は実施せず、今後の事業の在り方を1年間検討予定。)	(A) 通年	(A) 地域生活をおくる方で、生活上の困りごとを抱える方や、そのおそれのある方	11
	(B) さいたま市内	(B) 0名	
	(C) 1名		
<b>就労支援事業</b>			
就労前の支援として、日中活動の企画運営を行う。	(A) 通年 平日	(A) 生活に困窮し就労支援を希望する方	21
	(B) さいたま市内	(B) 30名	
	(C) 4名		